平成２４年（フ）第２２７号
茨城県久慈郡大子町大字川山805番地２
債務者　飯村　召一
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２２８号
茨城県久慈郡大子町大字川山805番地２
債務者　飯村志津子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２３１号
茨城県東茨城郡大洗町大貫町1212番地の25
前原住宅Ｃ棟４Ｆ－４
債務者　吽野　貴子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１５１号
愛知県江南市藤ケ丘６丁目１番地４　江南団地67棟507号
債務者　葛谷　真彦
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１６７２号
京都府南丹市美山町三埜大棚９番地
債務者　大棚　忠司
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６５７号
京都市伏見区京町北８丁目87番地１
債務者　松永　朋美
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
香川県高松市亀田南町157番地11
債務者　松川　利佳（旧姓稲井）
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１０９号
長野県北安曇郡小谷村大字千国乙609番地
債務者　栗田和佳恵
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第８８号
静岡県富士市鈴川東町23番３号　ハイツ・サンドヒルズ205号、前住所岡山県瀬戸内市長船町土師1131番地４
債務者　宮本　真治
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第８９号
静岡県富士市鈴川東町23番３号　ハイツ・サンドヒルズ205号、前住所岡山市神田町１丁目８番15号　グリーンハイツ206号
債務者　宮本　志歩
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第９３号
北海道苫小牧市澄川町２丁目６番17号　コーポはまなす106
債務者　澤谷　晃子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２７８号
仙台市若林区荒井字揚戸61番地の９　ファミールエセナＡ―102
債務者　大場由賀里
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３３３号
仙台市太白区中田７丁目12番16号　サンシャインＷＥ202
債務者　柳町　龍一
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３５１号
仙台市太白区袋原４丁目34番13号
債務者　後藤　園絵
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３７６号
仙台市青葉区花壇５番28―306号、従前の住所仙台市若林区新寺１丁目３番70―1107号
債務者　水野　尚幸
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５５号
福島県いわき市小名浜大原字丙新地148番地の１、前住所福島県いわき市錦町飯盛町１番地の４　ハイムかげつ204
債務者　小泉　智子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
福島地方裁判所いわき支部